

社会保険 おきなわ

2016

11

NO.465

今月の記事

- P2 … 国民年金保険料口座振替について
- P3 … 年金ネットについて
- P4 … 療育費のご案内
- P5 … 療育費のご案内
- P6 … 社会保険関係事務の調査結果について
- P7 … 社会保険事務講習会のご案内
社労士無料電話相談について
- P8 … 健康づくり講習会のご案内



石垣島 (川平湾)



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

年金事務所からのお知らせです。

国民年金の保険料の納付は口座振替が便利でお得です！

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

保険料を早割にすると、月50円(年間600円)のお得！

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「早割」といいます。

■翌月末振替(通常の口座振替)			■当月末振替(早割)		
4月分 16,260円	5月分 16,260円	6月分 16,260円	4月分 16,260円	5月分(早割) 16,210円	6月分(早割) 16,210円
↓ 翌月末引落		↓ 翌月末引落	↓ 2ヶ月分引落		↓ 翌月末引落

※早割申込後の最初の引き落としは、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヶ月分となり、その後は当月分(50円割引)の1カ月分となります。

6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得！

6カ月前納	1年前納
現金で毎月納付 97,560円	現金で毎月納付 195,120円
↓ 1,110円割引	↓ 4,090円割引
口座振替で前納 96,450円	口座振替で前納 191,030円

※4月分～9月分は4月末、10月分～翌年3月分は、10月末に一括引き落とし、3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の引き落としは、3月分(または9月分)と6カ月前納分の7カ月となります。

※4月末に一括引き落とし、3月分が納付されていない場合、初回の引き落としは3月分と1年前納分の13カ月となります。

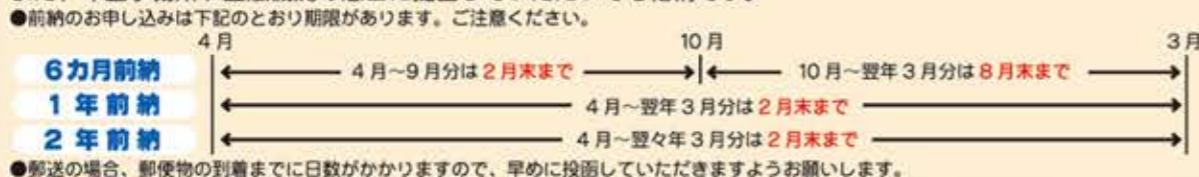
2年前納
現金で毎月納付する場合 393,000円 - 28年度保険料 16,260円 × 12ヶ月 - 29年度保険料 16,490円 × 12ヶ月の計
↓ 15,690円割引
口座振替で前納 377,310円

※4月末に一括引き落とし、3月分が納付されていない場合、初回の引き落としは、3月分と2年前納分の25カ月となります。

※前納による納付済期間中に会社等へ勤務(厚生年金保険へ加入)した場合、未経過の期間にかかる国民年金保険料は、原則、還付となります。
※年度の途中で60歳になられる方の前納する期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までの期間となります。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送してください。また、年金事務所や金融機関の窓口へ提出していただいても結構です。



お問い合わせ先 各年金事務所の国民年金課 (自動音声案内2番)

那覇	098-855-1111	浦添	098-877-0343	コザ	098-933-2267
名護	0980-52-2522	平良	0980-72-3650	石垣	0980-82-9211

使ってみよう！ねんきんネット

「ねんきんネット」で、自分の年金記録を確認して年金見込額を試算してみましょう！

① まずは年金記録を確認

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、年金記録を確認できます。スマートフォンでも、ご利用いただけます。

パソコン版「年金記録照会」画面 平成27年1月末から毎日更新になりました

※年金記録などを管理している社会保険オンラインシステムに登録された情報が、翌営業日に「ねんきんネット」で確認できるようになります。

② 年金見込額を試算

「働きながら年金を受け取る場合はいくら？」など、さまざまな条件に応じた年金の見込額を試算できます。

パソコン版「年金見込額試算」画面 平成27年1月末からスマートフォンからでもご利用いただけます。

＜質問＞
今後の職業を以下から選択してください。
現在の職業を継続される方は、「現在の職業を継続する」を選択してください。
現在の職業から変更される方は、(1)から(7)を選択してください。

- 現在の職業を継続する
 - (1)自営業を営む
 - (2)会社員(常勤、フルタイム)として就職する
 - (3)会社員(非常勤、パートタイム)として就職する
 - (4)会社員の配偶者として扶養家族となる
 - (5)学生
 - (6)退職等により無職
 - (7)その他の方(公務員として就職する等)

③ アクセスキーを使えば、登録は簡単！

STEP1 まずは登録画面へ

パソコンの場合は、http://www.nenkin.go.jp/n_net/

STEP2 必要事項を入力！

1 アクセスキー 2 基礎年金番号 3 メールアドレス 4 お客様の情報(氏名、生年月日等)

STEP3 ユーザーIDを確認！

STEP2で入力したメールアドレスへ、ユーザID確認用URLが送信されます。確認用URLをクリックして、ユーザIDを確認！

ログイン

ねんきんネット(申請用トップページ)

初めてご利用になる方

ご利用登録 (アクセスキー発行)

- 注意事項
- 1 アクセスキーは「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です(「ねんきん定期便」の到着後3ヶ月間有効)。なお、年金事務所や街角の年金相談センターでもアクセスキーを発行しています。
 - 2 基礎年金番号は「年金手帳」や「年金証書」に記載されている10桁の番号です。「年金手帳」や「年金証書」をお持ちでない場合は、年金事務所や街角の年金相談センターで「年金手帳」や「年金証書」を再発行することができます。
 - 3 ご家族の方などと共有しているメールアドレスを登録する場合は、必ず共有している方の了承を得てください。

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

0570-058-555

※050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1144**

お問い合わせの際は、照会番号または基礎年金番号をご用意ください。
【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

**治療用装具の作成・購入、医療費の立替払いをした方へ
療養費（治療用装具・立替払）のご案内**

療養費（治療用装具）とは

ケガや病気（業務上、通勤災害を除く）で、治療上の必要から医師の指示に基づき、治療用の装具を全額自己負担して購入されたときは、申請することで一定の金額が療養費として払い戻されます。



対象となる主な装具

- コルセット、膝サポーターなどの治療用装具
- 四肢のリンパ浮腫治療などのための弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ等）
- 小児弱視等の治療用メガネ・コンタクトレンズ（9歳未満）



支給額（払い戻される金額）

支給額 = 各治療用装具の支払額※1 × 年齢等に応じた一定割合（7割～9割）

【年齢等に応じた一定割合表】

義務教育就学前	義務教育就学後～69歳	70歳～74歳		
		一般所得者		現役並み所得者※2
		S19.4.1生以前	S19.4.2生以降	
8割	7割	9割	8割	7割

※1 治療用装具の種類によっては上限額が定められているものがあります。

※2 標準報酬月額28万円以上で、3割負担と記載された高齢受給者証をお持ちの方を指します。

手続きについて

「健康保険 被保険者・家族療養費支給申請書（治療用装具）」と次の添付書類を協会けんぽへご提出ください。また、ケガ（負傷）が原因での受診の場合は、「負傷原因届」の添付も必要です。

添付書類（いずれも原本が必要）

治療用装具 （コルセット等）	①領収書（装具の名称・種類及び内訳が記載されたもの） ②医師の意見書（同意書・証明書）
弾性着衣 （弾性ストッキング等）	①領収書（装具の名称・種類及び内訳が記載されたもの） ②弾性着衣等装着指示書
治療用メガネ・コンタクト レンズ	①領収書（装具の名称・種類及び内訳が記載されたもの） ②眼鏡等作成指示書（視力等の検査結果が明記されているもの） ※視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果の写しを併せて添付



※ 第三者によるケガ（負傷）の場合は負傷原因届に加え「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

※ 「療養費支給申請書」「負傷原因届」及び「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽホームページからダウンロードいただくか、沖縄支部までご連絡いただければ郵送いたします。



協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

療養費（立替払）とは

資格取得の手続き直後で保険証が届いていなかった場合など、やむを得ない理由があるときは、申請により、加入者が負担すべき額を差し引いた額が療養費として払い戻されます。



対象となる主なケース

- 保険証の発行手続き中で、保険証を提示できず自費で受診したとき
- 協会けんぽ加入中に誤って以前加入していた健康保険（国民健康保険など）の保険証を使って受診し、その医療費を国民健康保険などへ返還したとき



支給額（払い戻される金額）

$$\text{支給額} = \text{保険診療相当額} ※ 1 \times \text{年齢等に応じた一定割合} ※ 2$$

※1 保険診療が認められていない処置や薬剤などの費用は、支給額の計算から除外されます。

※2 左頁「年齢等に応じた一定割合表」にてご確認ください。

手続きについて

「健康保険 被保険者・家族療養費支給申請書（立替払等）」と次の添付書類を協会けんぽへご提出ください。また、ケガ（負傷）が原因での受診の場合は、「負傷原因届」の添付も必要です。

添付書類（いずれも原本が必要）

保険証が提示できず自費で受診したとき	① 領収書 ② 傷病名が記載されている診療報酬明細書（医療機関から受け取る）
以前加入していた健康保険の保険証を使用し、医療費を返還したとき	① 返還請求により支払った領収書 ② 傷病名が記載されている診療報酬明細書（医療費を返還した保 者から交付される）

※ 第三者によるケガ（負傷）の場合は負傷原因届に加え「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

～ 療養費申請時のお願い ～

療養費支給申請書をご提出いただいても、記入のお間違いや、添付書類が足りない又は原本ではなくコピーが添付されているなどにより、書類をいったんお返しするケースが非常に多く発生しています。

このような場合、お支払に時間がかかることとなりますので、ご提出の際は、記入例（支給申請書記入の手引き）をご覧くださいませようご協力のほどよろしくお願いいたします。



《 療養費（治療用装具・立替払）に関するお問い合わせ先 》 業務グループ ☎098-951-2282

全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代 表：098-951-2211

企画総務（保険料率、広報）：098-951-2246

業務（給付、保険証、任意継続）：098-951-2282

保健（健診、保健指導）：098-951-2011

レセプト（第三者行為（交通事故等））：098-951-2285

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）



年金事務所 からののお知らせです。**社会保険関係事務の調査結果について (中間報告その1)**

社会保険の加入事業所に対して、届出が適正であるかどうかを賃金台帳、労働条件通知書、タイムカード等と照合する調査を実施していますが、平成27年4月から平成28年3月までに実施した中で、次のとおり適正ではなかったと指摘された事項がありましたので参考までに報告します。

(紙面の都合上、資格取得関係、報酬月額関係以外は次回の掲載とします)

1 資格取得関係

- ① 試用期間経過後に加入していた。
試用期間後に加入していたが、加入要件を満たしていれば試用期間であっても加入しなければならないことから、入社日に遡及して加入させた。
- ② 正社員だが本人が加入したくないという理由で加入していなかった。(最大2年遡及して資格取得届を提出させた。)
- ③ 一般社員の4分の3以上の勤務日数及び勤務時間があるにもかかわらず加入していなかった。
(最大2年遡及して資格取得届を提出させた。)
- ④ 加入要件に該当しているパートの人が、主人の扶養になっているという理由で加入していなかった。
(最大2年遡及して資格取得届を提出させた。)
- ⑤ 二カ所以上の事業所で勤務している事業所代表者等が、すでに別の事業所で、社会保険に加入しているので、他の事業所で加入する必要がないと思い、加入していなかった。(最大2年遡及して、資格取得届を提出させ、二以上事業所勤務届の提出を指導した。)
- ⑥ 入社から2ヶ月間の労働条件通知書を作成し、3ヶ月後に改めて労働条件通知書を作成して、入社後3ヶ月目に加入していたが、入社当初より、勤務内容が2ヶ月間に限ったものでなく、3ヶ月後も継続性がある勤務内容だったので、2ヶ月遡及して資格取得年月日を訂正させた。(更新の予定のない2ヶ月の契約であれば加入対象外)

2 報酬月額関係

- (1) 資格取得時の報酬訂正
 - ① 資格取得届の報酬月額欄に記載する金額に残業手当の見込額が加算されていない。
 - ② 資格取得届の報酬月額欄に記載する金額に通勤手当が加算されていない。
→上記の①、②は取得時に遡って報酬額を訂正していただきました。
- (2) 月額変更届のもれ
 - ① 入社当初は通勤手当がなかったが、数ヶ月後に通勤手当が支給されるようになり、支給されてから3ヶ月間の平均額による標準報酬月額の等級が従来の等級と2等級以上の差があったにもかかわらず月額変更届を提出していない。
(通勤手当額の変更は、固定的賃金の変動となります。)
 - ② 日給制から月給制に変更になり、その後の3ヶ月間の平均額による標準報酬月額の等級が従来の等級と2等級以上の差があるにもかかわらず月額変更届を提出していない。
(給与体系の変更も月額変更の対象となります。)
 - ③ 月給(基本給)が〇〇円アップしたが、基本給だけで3ヶ月平均したため従来の等級と2等級の差が生じず月額変更届を提出していない。
(平均額を見るときは、基本給などの固定的賃金だけではなく総支給額の平均となります。)
→上記①～③は該当月に遡及して月額変更届を提出していただきました。
- (3) 算定基礎届
 - ① 総支給額ではなく、通勤手当控除後の金額を算定基礎届に記載していた。
 - ② チェックもれや見誤り等のため、算定基礎届に記載した報酬額と賃金台帳の金額が相違していた。
 - ③ 末めで翌月払いの事業所で、4月、5月、6月に支給した金額とすべきところを、月分給与として翌月の5月、6月、7月に支給した額を掲載していた。

お問い合わせ先は、各年金事務所の

那覇 098-855-1111

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

適用調査(徴収)課です。自動音声案内「3」

名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒900-0025 那覇市壺川3-2-6 壺川ビル1F 日本年金機構沖縄事務センター宛

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からののお知らせです。

社会保険担当者事務研修会のご案内

社会保険事務担当者を対象に、健康保険の給付(傷病手当金、出産手当金等、高額療養費等)についての研修会を開催しますので是非ご参加ください。

地区	実施日	会場	定員
那覇年金事務所管内	12月19日(月)	沖縄産業支援センター 中研修室 (那覇市小禄1831-1)	30名
浦添年金事務所管内	12月12日(月)	浦添市産業振興センター 結の街 (浦添市勢理客4-13-1)	30名
コザ年金事務所管内	11月28日(月)	沖縄市福祉文化プラザ (沖縄市高原7-35-1)	30名
名護年金事務所管内	12月6日(火)	名護市中央公民館 (名護市港2-1-1)	30名
平良年金事務所管内	12月21日(水)	平良港ターミナルビル (宮古島市平良字下里108-11)	30名
石垣年金事務所管内	12月22日(木)	大濱信泉記念館 (石垣市登野城2-70)	30名
実施時間 : 各会場共通 13:30受付～ 14:00開始～ 16:00終了			

- (対象者) 社会保険事務担当者
社会保険事務の基礎知識を確認されたい方。
- (講師) 社会保険労務士
- (参加費) 会員事業所は無料
協会費未納事業所及び、非会員事業所は資料代等として、3,000円
- (携行品) 筆記用具等。(参考資料▶冊子「平成28年度版 社会保険の事務手続」をお持ちであれば、ご持参ください。)
※参加なさる方には、「健康保険給付マニュアルシート」等をさし上げます。
- (申込方法) 下記申込書により所定事項を記入のうえ、FAX又は郵送でお申し込みください。
◎定員を超えたためご出席できない方へはご連絡します。(出席できる方へはご連絡いたしません。)
- (申込締切) 各会場、予定定員に達し次第(先着順)締め切りとさせていただきます。
- (お問合せ先) 一般財団法人 沖縄県社会保険協会
〒900-0031那覇市若狭1-3-2 タカダ若狭ビル501号
FAX 098-861-2682 (TEL098-861-2681)

社会保険担当者事務研修会のご案内 申込書 送信先FAX番号▶**098-861-2682**

※ 参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参加希望会場	<input type="checkbox"/> 那覇	<input type="checkbox"/> 浦添	<input type="checkbox"/> コザ	<input type="checkbox"/> 名護	<input type="checkbox"/> 平良	<input type="checkbox"/> 石垣
(フリガナ) 参加者氏名						会員の有無
事業所名						会員 ・ 非会員 ・ 不明
住所 〒						事業所整理記号
						-
						TEL() -

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

- ◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。
11月1日(火)、11日(金)、25日(金)。12月1日(木)、9日(金)、16日(金)。各午後1時から5時まで。
- 担当社会保険労務士 城間 洋子 氏
- ◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681



一般財団法人 沖縄県社会保険協会からのお知らせです。

“健康づくり” 講習会のご案内！

簡単誰にでも出来る
**健康づくり
体力づくり
ダイエット**

**参加費
無料**

- ・日頃、運動不足の方、筋力が低下している方・
ダイエットを目指している方
- ・どんな運動を、どの位したらいいか、など座学
と実技で分かりやすく学べます。

生活習慣病対策

有酸素運動

ウォーキング
ジョギング
ノルディックウォーキング



メタボ対策

筋トレ

腹筋
背筋
スクワット
腕立て伏せ

継続



介護予防

ダイエット

有酸素運動
筋トレ
ステップアップ
食事



講師
永井 宏氏

- ・健康づくり、体力づくりアドバイザー
- ・日本体育協会公認スポーツインストラクター
- ・ノルディックウォーキングベーシックインストラクター



実施日時	12月3日(土) 午前10時~12時	12月17日(土) 午前10時~12時	12月18日(日) 午前10時~12時
会場	①南部会場(定員30名) 浦添市民体育館武道場 (浦添市仲間1-13-1)	②北部会場(定員30名) あけみお Sky ドーム (名護市字宮里492)	③中部会場(定員30名) 県総合体育館サブアリーナ (沖縄市比屋根5-3-1)
服装等	運動ができる服装・室内用運動靴・タオル・飲み物		
お申込先	下記の申込書に所要事項を記入のうえ FAX、または電話、Eメールにてお申し込みください。		
お問合せ	TEL:098-861-2681 FAX:098-861-2682 E-mail okisyakyo@ryucom.ne.jp 一般財団法人沖縄県社会保険協会 那覇市若狭1-3-2 タカダ若狭ビル501号 ■受付時間▷午前9時~午後5時 月曜日~金曜日(祝祭日除く)		

健康づくり教室参加申込書

【FAX 番号：098-861-2682】

※参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□にチェックをつけてください。

参加会場	<input type="checkbox"/> ①南部会場	<input type="checkbox"/> ②北部会場	<input type="checkbox"/> ③中部会場
参加者氏名	年齢()	年齢()	年齢()
	年齢()	年齢()	年齢()
連絡先 (職場 ・ 自宅)	TEL ()	-	

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。